第三条中「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構」を「独立行政法人地域医療機能推進機構」に改め、「。以下この条において「国民年金法等改正法」という。」、「。第十四条第一号において「旧厚生年金保険法」という。」、「又は国民年金法等改正法第三条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号。第十四条第二号において「旧国民年金法」という。）第七十四条」及び「。第十四条第三号において同じ」を削り、「（以下「年金福祉施設等」と総称する。）の譲渡又は廃止等の業務を行うことにより、年金福祉施設等の整理を図り、もって厚生年金保険事業、国民年金事業及び全国健康保険協会が管掌する健康保険事業の適切な財政運営に資する」を「並びに附則第四条第一項の規定により厚生労働大臣が定めた施設である病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院をいう。第十三条第一項第一号において同じ。）、介護老人保健施設（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十七項に規定する介護老人保健施設をいう。第十三条第一項第二号において同じ。）等の施設の運営等の業務を行うことにより、医療法第三十条の四第二項第五号イからホまでに掲げる医療、リハビリテーションその他地域において必要とされる医療及び介護を提供する機能の確保を図り、もって公衆衛生の向上及び増進並びに住民の福祉の増進に寄与する」に改める。

第四条中「千葉県」を「東京都」に改める。

第五条第一項中「金額」の下に「（附則第三条第二項又は第四条の二第二項の規定により出資があったものとされた金額を含み、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十三号）第二条の規定による改正前の第三項の規定により出資がなかったものとされた金額を除く。）」を加え、同条第二項及び第三項を削る。

第六条第二項中「一人」を「五人以内」に改め、同条に次の一項を加える。

3　機構に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事五人以内を置くことができる。

第八条を次のように改める。

（役員の任期）

第八条　理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

第十条中「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法」を「独立行政法人地域医療機能推進機構法」に改める。

第十三条各号を次のように改める。

一　病院の設置及び運営を行うこと。

二　介護老人保健施設の設置及び運営を行うこと。

三　看護師養成施設（保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第二十一条第二号に規定する学校及び同条第三号に規定する看護師養成所をいう。）の設置及び運営を行うこと。

四　前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第十三条に次の二項を加える。

2　機構は、前項第一号から第三号までに掲げる業務を行うために設置する施設（以下本則において「施設」という。）については、新設してはならない。

3　機構は、第一項に規定する業務のほか、同項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、介護保険法第百十五条の四十七第一項の規定により市町村の委託を受けて行う同法第百十五条の四十六第一項に規定する包括的支援事業に係る業務その他同法に規定する事業であって厚生労働省令で定めるものに係る業務を行うことができる。

第十四条及び第十五条を次のように改める。

（施設の譲渡）

第十四条　機構は、施設のうち、その譲渡後も地域において必要とされる医療及び介護を提供する機能が確保されるものについては、譲渡することができる。

2　機構は、前項の規定により施設を譲渡しようとするときは、当該施設の所在地の都道府県知事及び市町村長（特別区の区長を含む。）の意見を聴かなければならない。

3　機構は、第一項の規定により施設を譲渡することとしたときは、当該施設を譲渡するまでの間、その運営を当該譲渡の相手方に委託することができる。

4　機構が第一項の規定により施設を譲渡する場合における通則法第四十六条の二の規定の適用については、同条中「国庫」とあるのは、「年金特別会計」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（施設別財務書類）

第十五条　機構は、毎事業年度、施設ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、その財務に関する書類（以下この条において「施設別財務書類」という。）を作成し、通則法第三十八条第一項の規定により機構の財務諸表を厚生労働大臣に提出するときに、当該施設別財務書類を添付しなければならない。

2　厚生労働大臣は、通則法第三十八条第三項の規定により厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くときは、施設別財務書類についても併せて意見を聴かなければならない。

3　機構は、通則法第三十八条第一項の規定による厚生労働大臣の承認を受けたときは、同項に規定する財務諸表その他の書面とともに、遅滞なく、施設別財務書類を厚生労働省令で定めるところにより各事務所及び各施設に備えて置き、同条第四項の主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

第二十二条中「第十三条及び附則第四条第一項に規定する業務以外の業務を行った」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一　第十三条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

二　第十六条第一項の規定により厚生労働大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

三　第十七条第一項、第二項若しくは第六項又は第十八条第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。

第二十二条を第二十七条とし、第二十一条を第二十六条とする。

第十九条及び第二十条を削り、第四章中第十八条を第二十五条とする。

第十七条中「不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）」を「医療法」に改め、「の行政機関」を削り、同条を第二十四条とする。

第十六条を第二十三条とし、第四章中同条の前に次の三条を加える。

（地域の実情に応じた運営）

第二十条　機構は、施設の運営に当たり、協議会の開催等により、広く当該施設の利用者その他の関係者の意見を聴いて参考とし、当該地域の実情に応じた運営に努めなければならない。

（緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求）

第二十一条　厚生労働大臣は、災害が発生し、若しくはまさに発生しようとしている事態又は公衆衛生上重大な危害が生じ、若しくは生じるおそれがある緊急の事態に対処するため必要があると認めるときは、機構に対し、第十三条第一項第一号又は第二号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）に関し必要な措置をとることを求めることができる。

2　機構は、厚生労働大臣から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。